

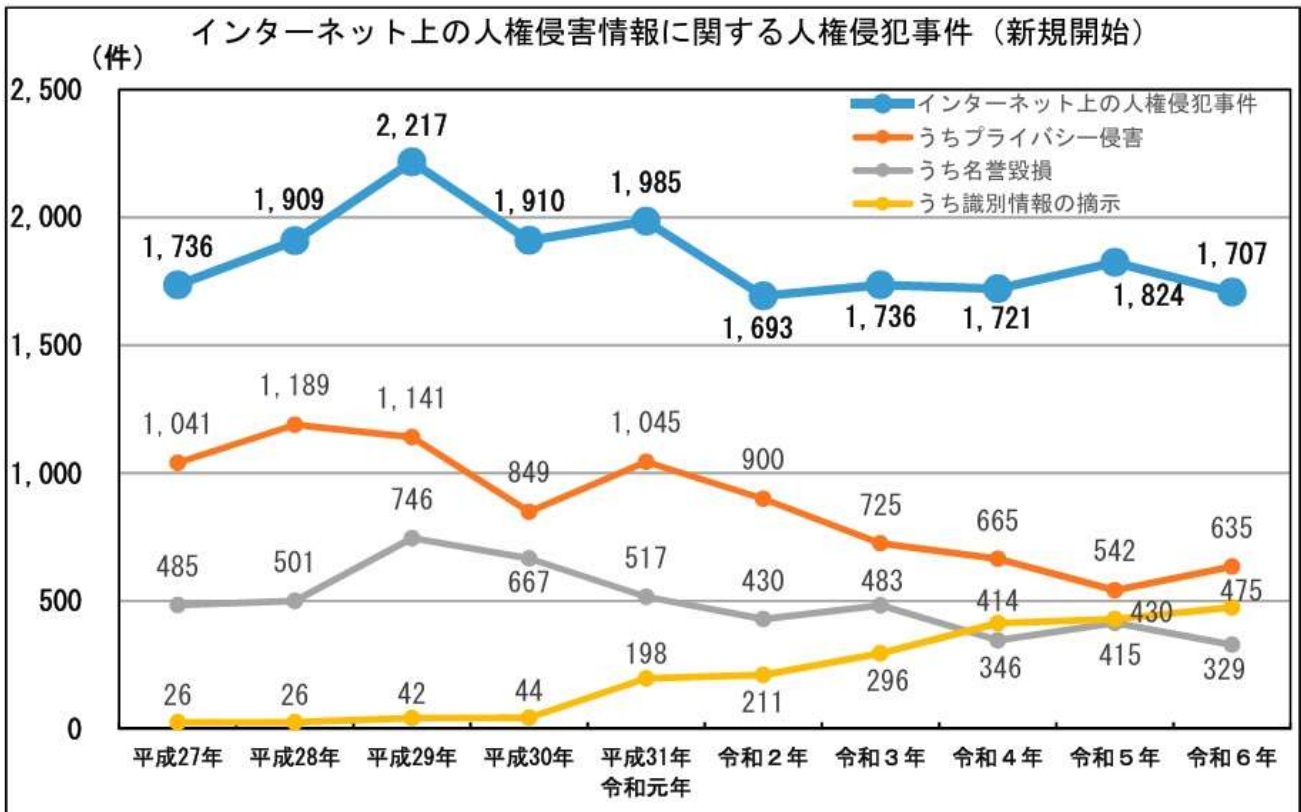
インターネットによる人権侵害の現状

～状況は極めて深刻～

佐藤佳弘 (株) 情報文化総合研究所

インターネット上の人権侵犯事件数は一向に治まらない。

◆資料1 ネット上の人権侵犯事件数



出典：「令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」法務省人権擁護局、2025年3月25日

◆資料2 プロバイダ責任制限法(2002年5月27日 施行)

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

(備考) 下線は佐藤が付加

相談件数は、この10年間、毎年5,000件を超えている。

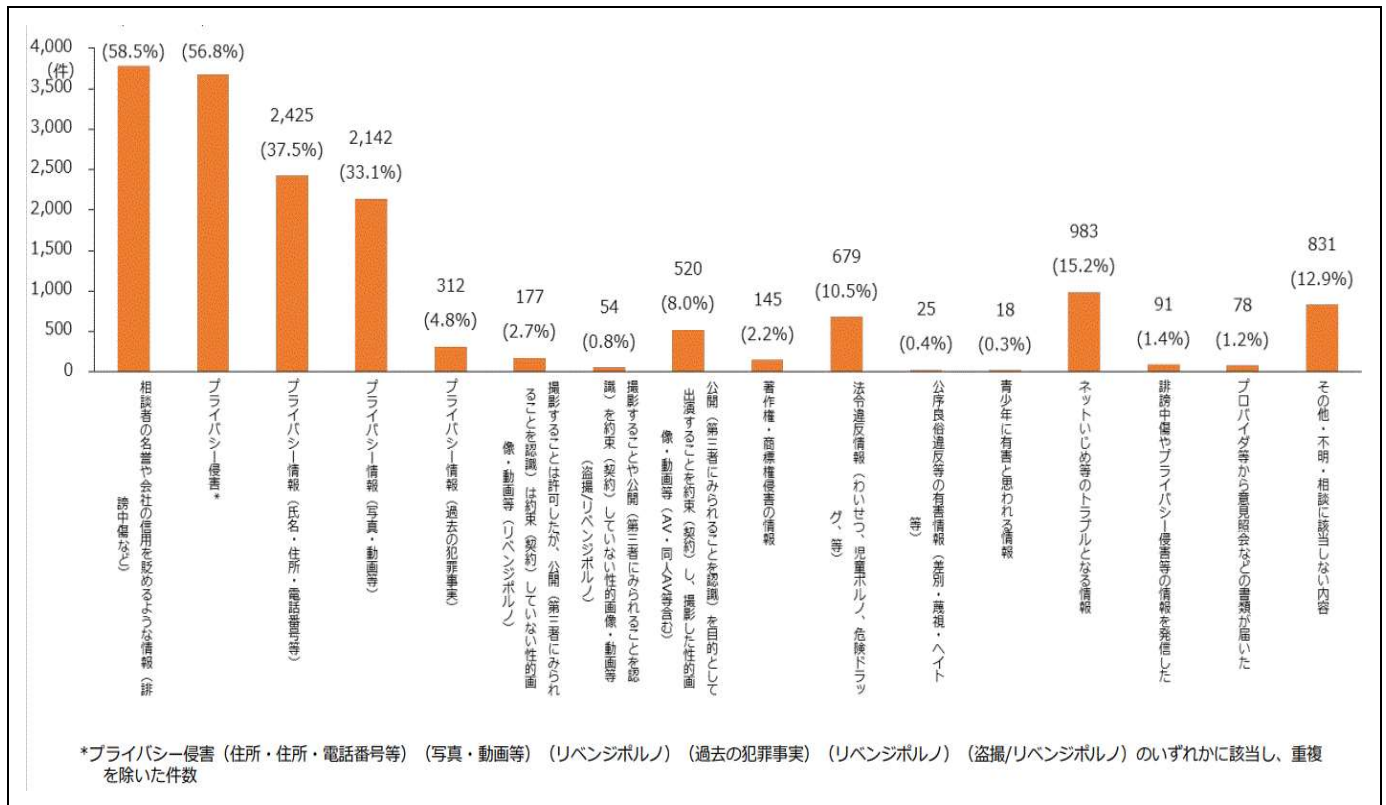
◆資料3 相談件数(違法・有害情報相談センター)



出典:「令和6年度 インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書(概要版)」総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課、受託 株式会社メディア開発総研、P.1

被害の大半は、誹謗中傷とプライバシー侵害である。

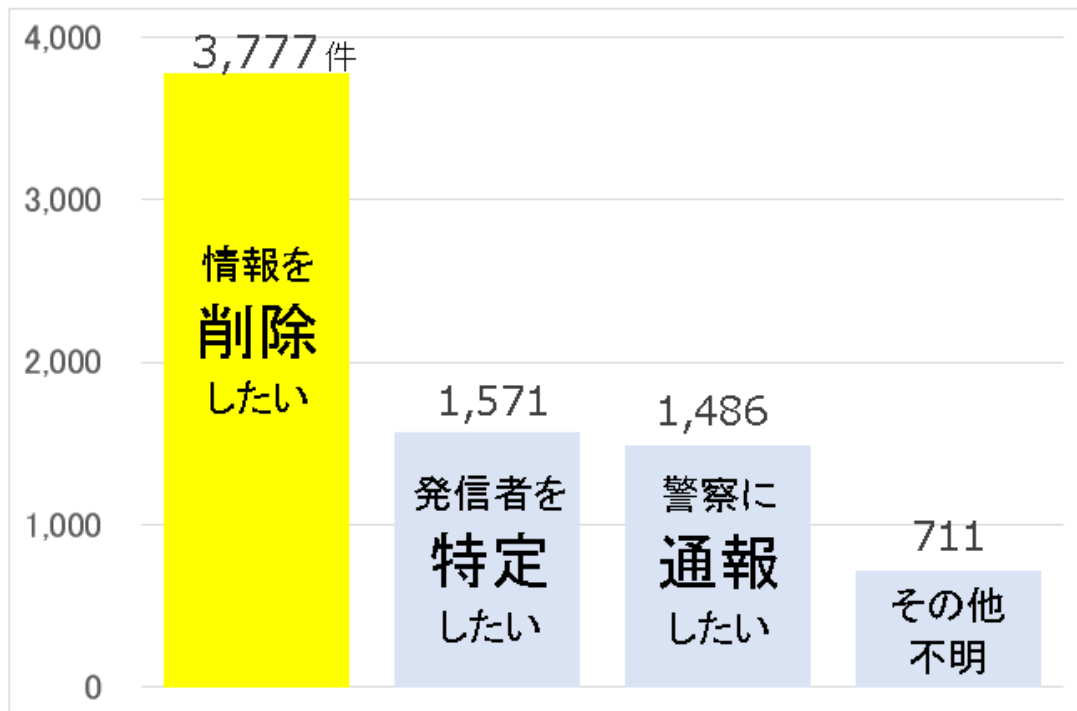
◆資料4 相談の内訳(違法・有害情報相談センター)



出典:「令和5年度 インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書(概要版)」総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課、受託 株式会社メディア開発総研、P.6

被害者は削除を求めている。被害者の救済とは、まず削除である。

◆資料5 相談者の要望(違法・有害情報相談センター)



出典: 令和6年度インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等の請負報告書(概要版)、総務省 情報流通行政局情報流通振興課 情報流通適正化推進室

プロバイダ責任制限法は被害者を救済できなかった。

◆資料6 日本弁護士連合会の指摘(国に提出した意見書)ー15年以上前から

- プロバイダ責任制限法は被害救済を目的とした立法ではない。

出典:「消費者の救済のための発信者情報開示制度に関する意見書」日本弁護士連合会、2010年11月16日、消費者庁長官宛

- 被害救済手段として十分に機能しているとは言い難い。

出典:「実効的な発信者情報開示請求のための法改正等を求める意見書」日本弁護士連合会、2020年12月18日、総務大臣及び法務大臣宛

- 特定電気通信に限定されている。(メール、DM、LINEなどは対象外)

出典:「消費者の救済のための発信者情報開示制度に関する意見書」日本弁護士連合会、2010年11月16日、消費者庁長官宛

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆資料7 情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)での義務化

- ① **対応の迅速化** (権利侵害情報)
 - ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
 - ・ 削除申出への対応体制の整備 (十分な知識経験を有する者の選任等)
 - ・ 削除申出に対する判断・通知 (原則、一定期間内)
- ② **運用状況の透明化**
 - ・ 削除基準の策定・公表 (運用状況の公表を含む)
 - ・ 削除した場合、発信者への通知

出典:「国民を詐欺から守るための総合対策」に係る総務省の取組状況について(インターネット上の偽・誤情報対策、情報流通プラットフォーム対処法等)、総務省 情報流通行政局情報流通振興課、令和6年7月8日、P.5から抜粋

◆資料8 情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)のポイント

- (1)削除に関する規定がある
- (2)対象は総務大臣が指定する事業者
- (3)大規模特定電気通信役務提供者の基準 ☆
- (4)事業者が権利侵害を調査する ☆
- (5)送信防止措置申出者の負担を考慮している
- (6)被害者以外の者からの削除申出
- (7)送信防止措置を発信者に通知する
- (8)送信防止措置の実施状況を公表する
- (9)罰則規定が設けられた
- (10)送信防止措置の申出者に通知する

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

大規模プラットフォーム事業者とは、平均月間利用者数：1,000万人以上

◆資料9 情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の対象事業者(2025年5月30日時点)

大規模特定電気通信役務提供者	(参考)サービス名	指定日
Google LLC	YouTube	令和7年4月30日
LINEヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINEオープンチャット、LINE VOOM	
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads	
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite	
X Corp.	X	
株式会社ドワンゴ	ニコニコ(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則(令和4年総務省令第39号)第8条第6項各号に定めるものを除く。)	令和7年5月29日
株式会社サイバーエージェント	Amebaブログ	令和7年5月30日
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	
Pinterest Europe Limited	Pinterest	

出典：インターネット上の違法・有害情報に対する対応(情報流通プラットフォーム対処法)、総務省

事業者が権利侵害を調査することにした。

◆資料10 権利侵害の調査

第24条(侵害情報に係る調査の実施)

大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従って侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

権利侵害の調査は、侵害情報調査専門員が行う。

◆資料 11 侵害情報調査専門員

第 25 条(侵害情報調査専門員)

大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員(以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。)を選任しなければならない。

◆資料 12 情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の実効性

- (1) 削除の基準はすでに存在している
- (2) 対処の対象は権利侵害である
- (3) 民間企業が権利侵害を判定する
- (4) 差別を違法とする根拠の法がない ☆
- (5) インターネットに国境はない
- (6) 外資系プラットフォームは対象外である
- (7) ソーシャルメディアは 100 以上ある
- (8) 中小事業者は対象外である
- (9) 削除義務はない
- (10) 対象は個人の権利侵害である

出典: (株)情報文化総合研究所まとめ

◆資料 13 差別解消三法

- 障害者差別解消法(禁止法)(2016 年4月1日 施行)
- ヘイトスピーチ解消法(2016 年6月3日 施行)
- 部落差別解消推進法(2016 年12月16日 施行)

三法ともに差別に関する禁止事項も罰則規定もない。

障害者差別解消法には、報告義務違反、秘密保持義務違反に罰則があるものの、差別に関する刑罰ではない。

◆資料 14 憲法第 14 条

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

この理念に基づいて禁止事項と罰則規定を盛り込んだ実効性のある国内法は、まだない。理念では差別を禁じているが、法的には差別を禁止していない。

削除実効性は、限定的と言わざるを得ない。

◆資料 15 情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の課題

- (1) 侵害情報調査専門員の判定に免責規定
- (2) 差別情報の違法性
- (3) 一部サービスのみが対象
- (4) 削除の義務化
- (5) 「被害者以外の者」の定義や範囲

出典: (株)情報文化総合研究所まとめ

諸外国も我が国と同様に、事業者の自主的な取り組みを後押しするというスタンスである。国の権限で削除することは、ネット上の情報流通を委縮させることになると考えている。

ドイツの罰則は特出している。

◆資料 16 諸外国の取り組み状況

	法令名	対象	ISPの責任等
米国	通信品位法 (1996年)	他人を不快にし、虐待する等の目的による、わいせつな、淫らな等の論評、画像等の通信	○ プロバイダは、情報の発行者・代弁者として扱われない ○ アクセス制限のために誠実かつ任意に講じた措置については免責
EU	電子商取引指令 (2000年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて免責。(加盟国の確保すべき措置)
イギリス	電子商取引規則 (2002年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて免責。
フランス	デジタル経済における信頼に関する法律 (2004年)	公衆向けオンライン通信サービスによる明らかな違法性のある行為及び状況	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて免責。
		特定の違法コンテンツ(生命・人格に対する侵害や出自・人種等を理由とした差別・憎悪・暴力の称揚・扇動、児童ポルノ、テロ関連コンテンツなど)	○ プロバイダは、あらゆる者がヘイトを含む違法コンテンツについて自らに通報することを可能とする措置を講じるほか、サービスの利用者が行った違法な活動について所管の公的機関に迅速に通報するとともに、違法な活動に対処するために用いている手段を公表しなければならない。
ドイツ	テレメディア法 (2006年)	利用者のために保存する違法な行動又は情報	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて免責。
	ネットワーク執行法 (2017年)	特定の違法コンテンツ(違憲組織のシンボル使用、犯罪行為への公然の扇動、侮辱など)	○ 年間100以上の苦情を受ける対象事業者は、違法コンテンツに係る苦情の処理について、半年ごとに報告書を作成し、公表しなければならない。 ○ ドイツ国内の登録利用者数が200万人以上のオンラインプラットフォーム事業者等は、違法コンテンツ申告のための手続窓口を設けた上、申告があった場合は、直ちに違法性を審査し、原則として7日間以内(明らかに違法なコンテンツは24時間以内)に削除等を行う義務を負う。(苦情対応の義務を故意又は過失によって果たさなかった場合、最大500万ユーロの過料(法人・団体には最大5,000万ユーロ【約65億円】)の過料)
韓国	情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 (2007年)	私生活の侵害又は名誉毀損等の権利侵害	○ プロバイダは、コンテンツによる個人の権利侵害があった場合に、要請により速やかに削除等の措置をとらなければならない、これにより賠償責任が減免される。
		特定の違法情報(名誉毀損、脅迫、わいせつ、青少年有害情報等)	○ 放送通信委員会は、放送通信審議委員会の審議を経て、プロバイダにその情報の取り扱いを停止するよう命ずることができる。

出典：「SNS上での誹謗中傷への対策に関する取組みの大枠について」総務省、2020年7月

佐藤 佳弘 (SATO, Yoshihiro)



東北大学を卒業後、富士通（株）に入社。その後、東京都立高等学校教諭、（株）NTT データを経て、現在は（株）情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授、総務省自治大学校 講師。

他に、西東京市 情報政策専門員、愛知県 人権施策推進審議会 委員、茨城県 人権施策推進基本計画改定検討委員会 委員、埼玉県 人権施策推進懇話会 委員、足立区 人権施策推進懇話会 委員、東久留米市 個人情報保護審査会 会長、東村山市 情報公開運営審議会 会長、東久留米市 情報公開審査会 委員、東村山市 個人情報保護運営審議会 委員、東大和市教育委員会 いじめ問題対策委員会 委員、京都府インターネットと人権に関する府民講座 講師、西東京市 社会福祉協議会 情報対策専門員、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。（すべて現職）

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士（東京大学）を取得。

主な著書—ネット社会の理解に役立ちます。参考にどうぞ。



武蔵野大学出版会



武蔵野大学出版会



武蔵野大学出版会



武蔵野大学出版会



源

令和7年度第1回 茨城県人権施策推進基本計画改定検討委員会

インターネットによる人権侵害の現状

2026年2月12日 第3版

株式会社 情報文化総合研究所
 代表取締役 佐藤 佳弘
 e-mail: icit.sato@nifty.com
 223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14
 Tel: 045-544-2189 Fax: 045-544-2134
<http://www.icit.jp/>

本資料は著作物です。著作権法を遵守の上、ご利用ください。